

静岡県警察本部告示第 44 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 18 日

静岡県警察本部長 久 田 誠



1 聴聞の期日

令和 8 年 9 月 9 日（水） 午後 1 時 00 分

2 聴聞の場所

静岡市葵区与一 6 丁目 16 番 1 号

静岡県警察本部中部運転免許センター 1 階聴聞室